

# 嶺南広域行政組合議会定例会招集規則

平成 9 年 7 月 1 日  
規 則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嶺南広域行政組合議会の定例会の招集に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の月)

第 2 条 定例会は、毎年 3 月及び 1 2 月にこれを招集する。

(繰下げ又は繰上げ招集)

第 3 条 管理者は、前条の規定により定例会を招集することが困難な場合は、これを繰り下げ又は繰り上げて招集することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。